

平成25年7月9日

号外

○ 公表 監査の結果に基づき講じた措置の状況の 【監査公表】	目次	岡山県公報	発行 岡山県
	監査事務局	担当課（室）	
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県公報第7号

地方自治法（昭和二十一一年法律第六十七号）第百九十九条第十一項の規定により、監査の結果に基き、措置を講じた旨の通知があつたのや、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年七月九日

岡山県監査委員 岡山県監査委員 岡山県監査委員	蜂 谷 弘 美 遠 藤 康 洋 興 田 統 充
佐 藤 由 美 子	

1 監査の結果

監査対象機関	監査実施年月日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県私学振興財団	平成25年1月15日	平成25年3月22日

監査の結果（指摘事項）

奨学生の未償還金が、平成23年度末現在116,863,547円となつており、年々増加している。未償還金の回収に一層努めるとともに、新たな未償還金の発生防止に努めること。

措置の状況

滞納額が年々増加する中、今後とも、学校からの督促、当財団による特定郵便及び内容証明郵便による督促（訪問督促を含む。）を強化するとともに、法的措置である裁判所への支払督促の申立等を積極的に行い、新たな未償還金の発生防止及び償還金の回収に努める。

さらに、平成25年度からは、当財団では延滞債権の回収が困難なケースについて、債権回収会社に当該債権の回収を業務委託し、当該債権のお一層の回収を図ることとしている。

財団法人岡山県育英会	平成25年1月23日	平成25年3月22日
------------	------------	------------

# 平成25年7月9日 国山県公報 号外

## 監査の結果（指摘事項）

奨学金の未償還金が、平成23年度末現在110,139,265円となつております。年々増加している。未償還金の回収に一層努めるとともに、新たな未償還金の発生防止に努めること。

## 措置の状況

文書・電話・訪問による督促を本人や連帯保証人へ引き続き繰り返し行い、未償還金の解消に努める。

新たに未償還金の発生防止のため、貸与段階から返還意識を高めるとともに、状況に応じて分納を推奨する等の返還しやすい対応を行う。長期滞納者に対しては、法的措置を行い、一層の回収強化を図る。